

裁判員制度廃止をめざす 市民・法曹の集い

『裁判員制度はいらない』出版記念会

報告集

<リレートーク & 大運動の提起>

第1部 参加者のスピーチ

出版記念会呼びかけ人から
特別寄稿者のみなさんから
出版社担当者から
学者・先輩から
闘いの現場から
全国各地の弁護士から

第2部 裁判員制度はいらない！ 大運動

行動提起
行動提起を受けて
著者からお礼の言葉

司会：佐藤和利（東京弁護士会）

星山京子（キリスト教事業所連帯合同労組）



2006年10月20日 日比谷公園 松本楼

まちにまった本

朴慶南（エッセイスト）



れたのだと思います。

いま、日本社会は朝鮮半島情勢をめぐり大変危険な状況になっています。民主主義や人権、自由が踏みじられ、軍靴の足音が聞こえてくる時、高山さんが司法界にいらしやることを大変力強く思います。

そして、私自身をふくめて、一人ひとりがこの時代に透かされ、問われ、求められていることを痛感しています。日本社会の状況と、裁判員制度の危険性をこの本をとおして、多くのみなさんに知っていただき、ともにがんばって行きたいを思います。

「道交法の高山」から「裁判員制度の高山」へ

嵐山 光三郎（作家・特別寄稿者）



私はこの本を隅から隅まで読みました。この本はわかりやすい。私はどちらかと言えば、保守的な人間だが、その私からみても裁判員制度がとんでもない制度であることがよくわかった。

高山先生とは、小さな出版社をつくった時から二十三年のお付き合いで、ご指導いただいております。高山先生はバイクに乗って月光仮面のように現れ、小説を書く時に参考にさせていただき、いろんな話をうかがいました。

高山先生という道路交通法です。いまを去ること十数年前、ニッポン放送の生放送で、交通安全の日に「こういう時には警察官にこう対応すればよい」と二人で話していましたら、隣の内警察署なので、警察官がやってきて、スタッフともめているらしい。そこで、われわれも、ますますヒートアップして、言いたい放題言ったのを覚えています。

高山先生は「道交法の高山」ということで、名前が売れています。この一冊によって「裁判員制度の高山」になるのではないのでしょうか。私も、高山先生にくっついて、こんなにひどく、くだらない制度をぶっこわすようにがんばりたいと思います。

まもなく増刷の吉報を届けます

早川 真（講談社・担当編集者）



この本を担当し、この記念会に出席できますこと光榮に思っています。

高山先生から、三年前、『道交法の謎』を刊行した直後に、「裁判員制度について推進派は大金を使って山ほど本を出してくるだろう。反対の本を出したい」とのご希望があり、二年半前から企画を準備しました。

途中、内容面で先生のガンコ一徹な主張に対して、編集部から「一般人にもわかりやすく」とお願いするなどいろいろやり



司会：佐藤和利（東京弁護士会）＜写真左＞
星山京子（キリスト教事業所連帯合同労組）

とりがありました。春先に刊行する予定が秋になりましたが、市民の関心を高めるタイミングで刊行できたのではと考えています。

売れ行きの方は、この日曜日に（十月

裁判員制度のおかしさ

大久保 太郎
(元東京高等裁判所裁判官)



一五日)に朝日新聞で書評が掲載され、翌日から注文がワツときて、初刷りはほぼさばける見通しがたちました。あと十日もすれば、増刷の吉報をお届けできると思います。

はみなさんと違うかもしれないが、裁判員制度がおかしいことは間違いない。裁判規範というのは、端的に言うところ刑事訴訟法で、これを運用するのは他ならぬ裁判官です。しかし、裁判官から、裁判員制度に対する批判が一向に出ない。どうしてなんだろう。裁判所内の本屋さんでも売れているとのことですが、それを表に出して歩くのはよろしくないという空気があると聞いています。

しかし、刑事、民事を問わず、私の先輩・同僚は「この制度はうまくいかない」と言っている。それでも「やる。やる」と言うんですから、こんなおかしいことはない。高山さんご苦勞様でした。

裁判官よ声を上げよ

柳沼 八郎 (第二東京弁護士会)

私は八六歳です。目の黒いうちは裁判員制度を絶対に許したくないという信念で最近いろいろ書いています。



私は、日弁連では官憲による人権侵害、とくに接見交通(弁護士面会)事件を二十年間やりました。そして、最高裁の大法廷も開かせました。おこがましいが「人権の柳沼」と言われたつもりです。高山さんは志が高く、腰が据わっている。そして、着々と仕事をやられ、日弁連の会長選挙にも三度立られた。「徳は弧ならず必ず隣にある」というのはこのことです。

裁判員制度は、とんでもないとわかっている。しかし、一番声を上げなければならぬのは裁判官だ。裁判官が馬鹿にされている。被告の立場に立ってみろ。民事裁判ならまだしも刑事裁判では試行錯誤が許されない。

もうひとつ、政治家も着目していないが、この制度を実施したら司法書記官が大量に動員されることになる。その作業量は膨大なものになる。収支のバランスがとれるのか。国民に裁判員になること

への不安を醸成して、「なにが司法改革だ。とんでもない話だ」とみなさんと一緒に訴えて行きたい。

そのままの官僚的司法

清水 誠 (都立大学名誉教授)



『裁判員制度はいらない』と高山さんらしくない遠慮されたタイトルをつけられているが、『裁判員制度をぶっとばせ』の方が中身にふさわしかったのではないでしようか。もちろん「ぶっとばせ」と言っているだけではすまない。官僚的司法をそのままにして、市民を共同責任者に引き込もうとするのは、とんでもないことだと私は考えます。本当に市民のための司法をどうやってつくるのかという重い課題がその先にあることをみなさんと一緒に確認したい。

*

裁判員制度はいい！ 大運動

●行動提起

佐藤 和利 (東京弁護士会)

本日の出版記念会が「裁判員制度の廃止をめざす市民・法曹の集い」とありま
すように、本日を出発点とする大運動を
提起させていただきます。

まず、本書の普及が運動の第一歩だと思
います。増刷の吉報も届くと思います
のでよろしく願います。

運動の進め方ですが、自薦、他薦を問
わず、世話人会を形成し、ここから機動
的に問題を提起し、運動を広げて行きた
いと思います。私自身はみなさんのご了
解をいただければ、事務局長を勤めさせ
ていただきます(拍手)。

世論調査で裁判員制度に七〇%ぐらい
が反対ということで、最高裁も法務省も
必至で巻き返しを図っています。最高裁
は広報のために大金をかけると言ってい
ます。二〇〇四年から〇九年までの戦略
では、六十分の映画、映画館でのコマー



一四〇万件的圧倒的多数が「問題点があ
る。反対だ」というものでした。
このように、裁判員制度をめぐるのは、

シャルフィルムの上映、最高裁の記録を
使った台本による模擬裁判を全国で展開
する。子どもに読ませ、学校でも使える
マンガをつくる。青年層にもマンガによ
る広報を行なう。他にブックレット、ア
ニメーション、グッズなど莫大な費用を
かけて巻き返そうとしています。〇七年
には、全国展開でイベント、説明会、模
擬裁判をしようとしています。

私たちも、この広報に対抗して、裁判
員制度が本質的に悪法であることを暴露
できるよい機会だとも思います。そこで、
具体的には来年(〇七年)の春、東京で
大集会を開いたらどうでしょうか。裁判
員制度の真実を明らかにする模擬裁判の
上演とシンポジウムの大きな大きな集
会をやりましょう。

また、多数の文化人や労働組合などの
諸団体の賛同をいただき、法律家だけ
ではない幅広い国民運動として、全国津々
浦々で集会を展開していくのではありま
せんか。さまざまな運動体に協力を仰い
で全国に運動を広げたいと思います。

広報活動としては、全国通信を発行す
るほかに、ホームページを立ち上げ活動
を紹介するとともに、各界から幅広い意
見を寄せていただきたいと思います。早
急に世話人会を開催し具体化を図ります
のでご協力をお願いします。

司会—みなさま、ご承認いただけるでしょうか(拍手)

反対の気がみなぎっていると考えます。
みんな火をつけられ、反対の声は、燎
原の火のように燃え上がるという状況に

●行動提起を受けて

左右を問わず「おかしい
ものは、おかしいんだ」と

今給黎 泰弘 (東京弁護士会)



昨日、お世話になつている弁護士と飲
んだ際、これまで陪審員制に賛成してい
た人たちが、なぜ、裁判員制度に反対で
きるのだと批判されました。私自身は陪
審員制に賛成したことなどないので、的
外れな批判ですが、陪審員制は被疑者・
被告人の利益のためにあるのに対して、
裁判員制度はまったく違うのですから、
陪審員制度の立場をとる人からの反対
も、なんら矛盾していないと思います。

この運動をもっと大々的に広げるため
には、そもそも国民が参加したくないも
のに、無理やり参加させることが、よい
のか悪いのかということに立ち戻るべき
です。裁判員制度が、国民を意に反して
も苦役に参加させる制度だという点をと
らえて、幅広く反対の議論をすべきです。
私が修習したのは、一九九九年から

あるのではないのでしょうか。
われわれの運動は、手作りのものにな
りますが、みんなの知恵と力を寄せ合っ

二〇〇〇年で、ちょうどこの議論が起こ
りかけた時で、修習生ですから裁判官と
話すわけです。裁判官から「この制度は
おかしい。国民に自分たちの事実認定が
おかしくて、どうしようもないものだ
とみられているのかな」という疑念を率直
に打ち明けられたこともあります。それ
を踏まえ、裁判官だって、多分、
九〇%はこの制度に納得していないと思
います。左右の思想を問わず、みんな
で「おかしいものは、おかしいんだ」とい
う議論ができれば、いまからでも、ひつ
くり返せるのではないかと思います。

燎原の火のように

田島 純夫 (編集者)



高山先生の本には、裁判員制度の廃止
を求めて闘わなければならないという勇気をい
たできました。

昨日、ネットで「裁判員制度」を検
索したところ、約一五二万件にヒット
します。その内、「メリットがある」と
いうのは九万五千件で、それに対して、

て、地道にかつ大胆に広げていく必要が
あるのでは、と非常に強く感じています。

みんな手をつなごう

お礼の言葉

高山 俊吉（東京弁護士会）



今日は、万感胸に迫るところがあります。セ・リーグで優勝して「涙もろい」と言った監督がいましたが、私もその次ぐらいに涙もろいのではという気がします。みなさまのお言葉の一つひとつに深く感じるところがあります。

私が本を書かせていただいた時の気持ちを少しだけ紹介させていただきます。みなさんの思いと実践を、私の筆力というまことに力の弱い再現方法で再現したいと思っていました。共謀罪の闘いも、国鉄の労働者の闘いも、在日の闘いもありました。教育基本法もあれば、国民投票法もあり、改憲阻止の闘いもある。そう

いう闘いの実践を担っておられる方々の共同、言葉本来の意味での共同の作品だと思っています。この本を書いている間に、みなさんの闘いとともにあるう、ともにいよう、そういう想いでずっといたということだけはご報告したいと思います。

特別寄稿をしてくださった五人のみなさんに心から感謝したいと思います。嵐山さんは、泉鏡花文学賞を受賞なさった『悪党 芭蕉』という作品で、松尾芭蕉のこれまでの通説をひっぱがそうとなさった。決して罵倒したり、爪弾きにしたりのではなく、正確に実態を見ようと、博覧強記といえますか、嵐山さんのお力でぶったぎった本です。私は少し前に、『宮沢賢治を創った男たち』という本を読んだことがあります。これも宮沢賢治が神格化されるなかで、一体、彼はなんであつたかを、明らかにしたものです。この二作品とも、実態を正確に再現する、正確に見ぬくことをなさった。これが、われわれにとつて一番重要なことだと思っています。私を嵐山さんに並べるのは申し訳ないが、事実を明らかにする、直視するということが、私たちのすべての出発点という意味で、あらためて嵐山さんに連帯させていただきました。

さだまさしさん、崔洋一さんなどから花束が届けられました



私には、もう一人ご報告と感謝したい方がいます。私がアメリカの陪審員制度をあんなに詳しいのかと疑問に思われた方がいるとすれば当然です。これを手伝ったくれた方がいます。東京弁護士会の大沼五月さんです。知恵を拝借したわけで、アメリカは陪審員制度の国と言われるけど、そういう見方は皮相であるということとを申し上げたい。

本が刊行されてちょうど一ヶ月。弁護士のみならず、たくさんの方からお手紙をいただいております。今日は、十三歳の中学一年生の男の子から、鉛筆書きの手紙をいただきました。「裁判員制度には憲法上問題がたくさんある。話を聞かせてもらいたい」とありましたので、その日の予定を変更し、会うことにしました。憲法上問題があるということに十三歳の中学生が言うことの中に、私は感じ

るものがあります。多くの人たちが反対をするという気がみなぎっている。

この時代はどういう時代か。意見の相違はあるかもしれないが、私はどうしてもこのことを言わないわけにはいきません。それは北朝鮮の核実験のことです。それ以来、アメリカは突然に平和勢力のようになってしまったかのような議論になっている。あるいは、安倍好戦内閣が平和勢力であるかのようになっている。とてもでもないゴマカシ、欺瞞がそこに生まれ始め、それがマスコミをふくめてどんどん広げられている。われわれは、だまされてはならない。悪の張本人がだれか、真正正銘の戦争勢力はなにかということについて、しっかりと見据えていく姿勢を持たなければいけない。私は、核実験を行なうことを是とし、善しとしないけれど、問題のおかしさを皮相の現象で

メッセージ

見誤ってはいけない、と感じます。戦争がまさに、そこに起ころうとしているその時代であるからこそ、情勢・状況を正確に見据えることが改めて求められているように思います。

だからこそ、この時代に、間違った行動をしないという、そういう生き方をしたいこうと思います。「青い」と言われる。「青臭い」と言われる。せいぜい青臭くなってみようではありませんか。「おかしいことは、おかしい」と言いつづける、そのとおりだと思います。

われわれの闘いは正義の闘いで、多くの人が確実にわれわれと手をつなぐとしていきます。連帯です。団結です。この言葉は、一人ひとりで仕事をする私たち弁護士にはピンときにくいところがありますが、いまや手をつながなければならぬ時が来たとみんな感じている。多くの人に手をさしのべることを、それを始めることが大事だと思います。

札幌弁護士会の北潟谷さんが「被告人が教師だ」と言われた、当事者が教師、多くの人々、民衆と手をつなぐことに弁護士の存在があることを改めて感じました。その意味において、この本ができたことを、みなさんに感謝し、ともに手をむすび、力強く肩を組み合っただけで、行きたいと思っています。

崔 洋一（映画監督・特別寄稿者）

その時々々の気分、恣意的に作られた国民感情とやらが一人歩きし、いわれなき罪にとわれるのは、国にがいびつな方向に進んでいく表れです。混沌とした時代だからこそ、青臭いと言われようが毅然とした態度で、人間には自然人として生きる権利があることを訴え続ける高山先生の姿勢を支持します。

小田中 聡樹（東北大学名誉教授）

裁判員制度の危険な本質と役割を説き明かし、「クオ・ヴァ・デイス」を問いかけるご著書の情熱と気迫は山をも動かし、ていくことでしよう。

西川 重則（とめよう戦争への道！ 百万人署名運動）

「司法改革」の名の下に、司法の改悪が進められ、法制化によって、文字通り重大な憲法抵触の諸問題が頻発し日常化することを私も憂えます。



06年10月20日 日比谷公園 松本楼